

7月は「青少年の非行・被害防止運動強調月間」です。

〔飲酒・喫煙〕

～補導される少年の約4割は飲酒・喫煙～

- ◆ お酒やタバコは習慣になりやすく、やめようと思ってもなかなかやめられません。
- ◆ 未成年者に飲酒や喫煙の機会を与えることは犯罪です。
- ◆ 地域で青少年の規範意識を醸成しましょう。



〔万引き〕

～しない、させない、許さない～

- ◆ 万引きや自動車盗は窃盗という犯罪であることや、犯罪の被害により生活を侵される人々がいることを、しっかり認識させることが大切です。
- ◆ 地域で万引きを、しない、させない、許さない社会をつくりましょう。



〔薬物乱用〕

～一度でも一生つきまとう薬物～



- ◆ 覚せい剤や大麻などの薬物は、一度使うとまた使いたくなる性質が強く、気づいた時にはやめられなくなっています。また、やめた後も何か月も何年も経ってから幻覚が現れたりするなど、後々まで悪影響を及ぼします。
- ◆ 道内では広範囲に大麻が自生していますが、大麻の所持は犯罪です。
- ◆ 危険ドラッグ（合法ハーブなどと称している）は、意識障害や嘔吐、呼吸困難等を起こし、救急搬送されたり、死亡したりする重大事案が、全国各地で発生しています。
- ◆ 青少年に「大麻・危険ドラッグくらいなら…」などと思わせないためにも、しっかりと薬物の恐ろしさを教えることが大切です。

地域で青少年をはぐくみ、非行の根絶に取り組みましょう！

相談窓口		電話番号	受付時間
少年の非行や犯罪被害に関すること	少年相談 110 番 (北海道警察少年サポートセンター)	0120-677-110 (フリーダイヤル) 011-242-9000 (携帯電話)	月～金(祝日、年末年始を除く) 8時45分～17時30分

毎月第3日曜日は「道民家庭の日」です。
子どもたちの健やかな成長のため、親子の
ふれあいの機会を大切にしましょう！

「道民家庭の日」イメージキャラクター
「ほーほーくん」(中央)
公益財団法人北海道青少年育成協会

